

外国人 雇用の 基礎知識

外国人技能実習生等の
受け入れを
検討されている
企業みなさまへ



島観連許諾第5117号

①就労と在留資格

②技能実習制度

～技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることが必要です～

③技能実習生の受け入れの流れ

④専門的・技術的分野の外国人や新卒の留学生の雇用

⑤労働・社会保険関係法令の適用

⑥相談窓口一覧

2018年6月

島根県商工労働部雇用政策課
多様な就業推進室 TEL 0852-22-5309

このパンフレットは右記の県ホームページからダウンロードできます。 <http://www.pref.shimane.lg.jp/tayo-syugyo/>

①就労と在留資格

日本に在留する外国人には、「出入国管理及び難民認定法」により在留して行うことのできる活動や在留できる身分、地位が定められており、以下の「在留資格」の範囲での活動が認められています。よって誰もが就労できるわけではありません。**外国人技能実習生には「技能実習」の在留資格を付与されます。**

●特定された就労活動が認められる在留資格

H29.11月現在

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職	ポイント制による高度人材 （「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えられる）
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
技能実習	技能実習生

●就労が認められるかどうかは個々の許可内容によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等

●就労が認められない在留資格

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒
研修	研修生
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子

本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、資格外活動許可を受けた場合は就労が認められる場合があります。
留学生をアルバイトとして雇う場合など資格外活動許可を受けているかどうかを確認する必要があります。

●身分または地位に基づく在留資格（就労に制限がない）

在留資格	該当例
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く）
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子
定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等

※詳しくは法務省入国管理局HPでご覧ください。

②技能実習制度

～技能実習の適正な実施及び
技能実習生の保護を図ることが必要です～

○技能実習制度とは

国際協力の推進のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度です。技能実習生を受け入れるには、以下の2つの方法があります。

1. 企業単独型

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

2. 団体監理型

監理団体※が技能実習生を受入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施

※監理団体とは

営利を目的としない法人（商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等）であり、法務省・厚生労働省において監理団体として許可された団体です。

監理団体は、実習実施者に対する定期監査や第1号技能実習生に対する入国後講習の実施、技能実習計画の作成指導、技能実習生からの相談対応を行います。

（県内の監理団体一覧）

一般監理事業（最長5年となる技能実習3号までの受け入れが可能）

H30.5月31日現在

監理団体名	住所	電話番号	受入れ国	2号移行対象職種
エーネット協同組合 ※	出雲市中野町268-16	0853-24-2720	中国,ベトナム, インドネシア	耕種農業,畜産農業,型枠施工,非加熱性水産加工食品製造業,水産練り製品製造,牛豚食肉処理加工業 ハム・ソーセージ・ベーコン製造,婦人子供服製造, 紳士服製造,下着類製造,機械保全,塗装
協同組合インディペンデンス ※	出雲市塩冶町1711-11	0853-23-2510	ベトナム,中国	鉄筋施工,とび,左官,内装仕上げ施工,防水施工, 建設機械施工,婦人子供服製造,塗装
協同組合島根県企業交流センター ※	出雲市塩冶有原町1-53-2	0853-24-7111	中国,ミャンマー, カンボジア	婦人子供服製造,電子機器組立て
協同組合ボナンザ ※	雲南市三刀屋町三刀屋1055	0854-45-5870	ベトナム	婦人子供服製造,紳士服製造,下着類製造
島根県繊維工業協同組合 ※	出雲市天神町664	0853-30-6040	中国,ベトナム	建築大工,婦人子供服製造
島根県中央アパレル協同組合 ※	雲南市掛合町掛合917	0854-62-0106	中国,ベトナム	非加熱性水産加工食品製造業,婦人子供服製造, 紳士服製造
スカイブルー協同組合 ※	浜田市原井町3050-8	0855-25-0830	中国, インドネシア, ベトナム	畜産農業,養殖業,さく井,建築大工,型枠施工,建設機械 施工,非加熱性水産加工食品製造業,水産練り製品製造 牛豚食肉処理加工業,そう菜製造業,婦人子供服製造,機 械加工,鉄工,電子機器組立て,電気機器組立て,プラス チック成形,紙器・段ボール箱製造,ビルクリーニング

特定監理事業（最長3年となる技能実習2号までの受け入れが可能）

監理団体名	住所	電話番号	受入れ国	2号移行対象職種
海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字福井776-17	08514-2-1333	インドネシア	漁船漁業
漁業協同組合JFしまね	松江市御手船場町575	0852-21-0001	インドネシア	漁船漁業
島根県スポーツウェア製販協同組合 ※	大田市大田町大田イ160-2	0854-82-7302	中国,ミャンマー, ベトナム	婦人子供服製造
島根中央産業振興協同組合 ※	浜田市港町285-2	0855-22-8297	中国,カンボジア, ベトナム	非加熱性水産加工食品製造業,そう菜製造業
西日本センイ軽工業協同組合	江津市有福温泉町505-3	0855-56-3088	中国	婦人子供服製造
浜田商工会議所	浜田市殿町124-2	0855-22-3025	ベトナム	加熱性水産加工食品製造業, 非加熱性水産加工食品製造業,そう菜製造業
平田商工会議所	出雲市平田町2280-1	0853-63-3211	中国	鋳造

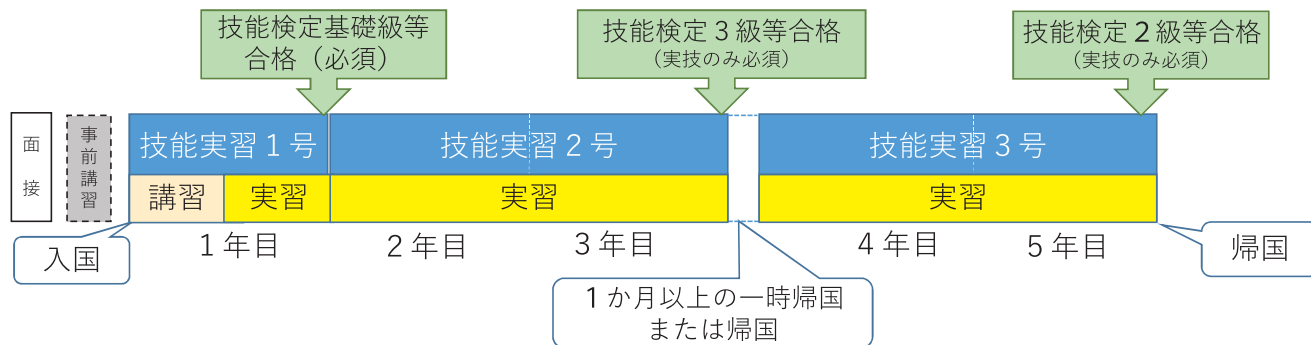
出典：外国人技能実習機構HP 監理団体検索（http://www.otit.go.jp/search_kanri/）

※印の協同組合につきましては、島根県中小企業団体中央会（TEL:0852-21-4809）にお問い合わせいただくことも可能です。

●県外の監理団体を利用することも可能です。県外の監理団体については、外国人技能実習機構HPでご確認ください。

③技能実習生の受け入れの流れ ～団体監理型～

○技能実習の流れ



講習（座学）： 監理団体で原則2か月実施（雇用関係なし）
実習： 実習実施者で実施（雇用関係あり）

①面接の実施

- ・ 現地面接、Webカメラ等を活用した面接、委任面接（監理団体が希望条件に基づいて面接）
※技能実習生の入国前講習（日本語習得等）が行われる場合があります
- ・ 雇用契約の締結

②技能実習計画の作成・申請

- ・ 監理団体の指導に基づき、技能実習生ごとの「技能実習計画」を作成（原則4か月前までに）
- ・ 外国人技能実習機構 地方事務所に「技能実習計画認定申請」を行う

<技能実習計画の適切性の担保のための主な認定基準>

- 修得等をさせる技能が技能実習生が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- 技能実習の内容
同一の作業の反復のみによって修得できるものでなく、技能実習を行う事業所で通常行う業務であること等
- 適正な体制・責任者の選任
各事業所ごとに常勤の役職員の中から「技能実習責任者」、「技能実習指導員」、「生活指導員」を選任していること
- 日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保
報酬の額が日本人と同等以上であること、適切な宿泊施設の確保、食費・居住費等名目のいかなを問わず実習生が定期的に負担する費用について、実習生との間で合意がなされていること等

③技能実習計画の審査・認定

- ・ 外国人技能実習機構より「認定通知書」交付
- ・ 地方入国管理局に「在留資格認定証明書の交付申請」を行う

④在留資格認定証明書の交付

⑤入 国（在留資格「技能実習1号」）

⑥入国後講習（原則2か月）

- ・ 日本語教育や技能実習生の法的保護に必要な知識等について講習
- ・ 入国前講習があった場合、短縮可

⑦技能実習（1年目）

- ・ ハローワークへの雇用保険加入手続き及び外国人雇用の届出
- ・ 社会保険加入手続き
- ・ 監理団体による定期監査（3か月に1回以上）
- ・ 監理団体による訪問指導（1か月に1回以上）

⑧技能検定基礎級等受検・合格（実技試験及び学科試験必須）

- ・「技能実習1号」修了3か月前までの受検推奨（1回再受検可）

⑨技能実習計画の作成・申請

- ・監理団体の指導に基づき、技能実習生ごとの「技能実習計画」を作成・申請する（原則3か月前までに）
- ・外国人技能実習機構 地方事務所に「技能実習計画認定申請」を行う

⑩技能実習計画の審査・認定

- ・外国人技能実習機構より「認定通知書」交付
- ・地方入国管理局に「在留資格変更許可申請」を行う

⑪在留資格変更許可（在留資格「技能実習2号」）

⑫技能実習（2年目・3年目）※移行対象職種・作業に限る

- ・監理団体による定期監査（3か月に1回以上）
- ※移行対象職種については厚生労働省HP「外国人技能実習制度について」をご覧ください。

⑬技能検定3級等受検（実技試験必須）

- ・「技能実習2号」修了6か月前までの受検推奨（1回再受検可）

[実習期間3年]

⑭帰国

[実習期間5年：下記条件を満たした場合のみ]

- ・技能検定3級等を合格した技能実習生
- ・優良な基準に適合した実習実施者
- ・優良な基準に適合した監理団体（一般監理事業）

(14)技能実習計画の作成・申請

- ・監理団体の指導に基づき、技能実習生ごとの「技能実習計画」を作成・申請する（速やかに技能実習を開始するためには実習開始3か月前までに）
- ・外国人技能実習機構 地方事務所に「技能実習計画認定申請」を行う

(15)技能実習計画の審査・認定

- ・外国人技能実習機構より「認定通知書」交付
- ・地方入国管理局に「在留資格変更許可申請」を行う

(16)一時帰国（1か月以上）

(17)在留資格変更許可（在留資格「技能実習3号」）

(18)入国

(19)技能実習（4年目・5年目）※移行対象職種・作業に限る

- ・監理団体による定期監査（3か月に1回以上）
- ※移行対象職種については厚生労働省HP「外国人技能実習制度について」をご覧ください。

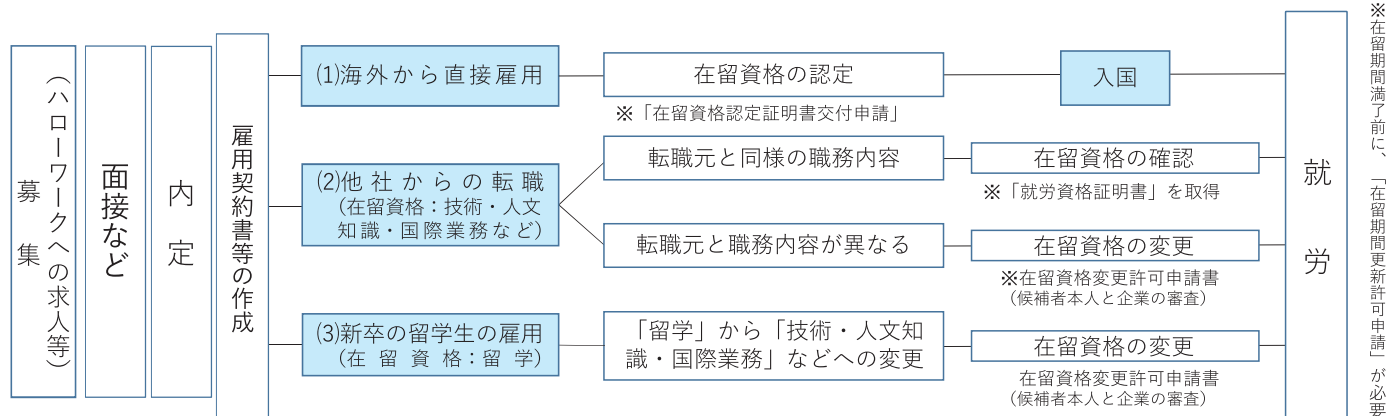
(20)技能検定2級等受検（実技試験必須）

- ・「技能実習3号」修了までの受検推奨（1回再受検可）

(21)帰国

④専門的・技術的分野の外国人や新卒の留学生の雇用

外国人を在留資格「技術・人文知識・国際業務」などで雇用する際の主な流れは以下のとおりです。



① 就労可能な在留資格が認定されるかどうかを確認

外国人を雇用しても、就労可能な在留資格が認定されなければ働くことはできません。通常、社員として外国人を雇用する場合、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を取得するケースが多くなりますが、この在留資格が認められるためには、採用したい外国人が大学や専門学校で学んだ専攻（又は一定期間以上の職歴）と自社の業務内容に関連性があることが必要となります。

採用したい外国人がいる場合は、あらかじめ本人の卒業証明書や成績証明書、過去の勤務先の在職証明書などの資料と、自社の業務内容などが分かる資料を準備し、入国管理局に相談しましょう。

② 採用手続き（面接など、内定）、雇用契約書の作成

採用は、自社で定める手続きにより行うこととなりますが、特に外国人については本人が所持する「在留カード」を確認し、不法滞在者や不法就労を行った者を採用することがないように注意してください。また、雇用契約書の作成の際には、後のトラブルを防ぐため、「この雇用契約は日本で就労可能な在留資格の許可及び在留期間の更新を条件として効力を有する」と追記しておくことをお勧めします。

③ 在留資格認定証明書等の交付申請

外国人を雇用する場合、以下の3パターンで申請内容が異なります。

（１）海外在住の外国人を直接雇用するとき

本人の入国前に、雇用する企業が入国管理局に対し「在留資格認定証明書交付申請」を行い、証明書が発行されたら外国にいる本人に送付します。

（２）日本の別の会社で働いている外国人を中途採用するとき

本人がすでに持っている在留資格のまま、自社で雇用できるかどうかを確認するには、本人又は企業が「就労資格証明書交付申請」を行います。

（３）日本の大学や専門学校を卒業見込みの留学生を雇用するとき

留学生が持つ在留資格「留学」は、「就労不可」であるため、就労可能な資格に変更するための手続き「在留資格変更許可申請」を行います。

なお、在留資格の審査は、通常1か月から3か月程度要します。本人が入国（又は採用）するタイミングを踏まえ、適切な時期に申請を行ってください。

④ 雇用スタート

以上の手続きが終了した後、雇用開始となります。雇用後は、以下の点に留意してください。

- ① 外国人を雇用した場合、ハローワークへの届出が必要です。
- ② 外国人は、日本人と異なり、担当業務に制限があります。「技術・人文知識・国際業務」の資格で就労している者に単純労働をさせると不法就労になります。
- ③ 在留期間内でのみ就労が可能のため、在留期間後も引き続き雇用する場合は、期間満了前に「在留期間更新許可申請」が必要です。

⑤労働・社会保険関係法令の適用

外国人労働者（外国人技能実習生も含みます。）には、日本人労働者と同様の権利が保障されており、原則として労働関係法令が適用されます。また、健康保険、厚生年金保険も、適用事業所に常時雇用される場合は国籍にかかわらず被保険者になります。

（１）税について

- ① **所得税** 給与等を支払う都度、税額を算出して源泉徴収し、翌月に税務署に納入します。また、年末には年間税額を精算（年末調整）します。
- ② **住民税** 前年中に支払われた給与等に対して課税されますので、翌年６月以降の毎月の給与等から差し引いて各市町村に納入します。

（２）労働・社会保険関係について

① 労働基準法・労働安全衛生法等の労働関係法令

日本国内で就労する限り、国籍を問わず、原則として労働関係法令（労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法、男女雇用機会均等法等）が適用されます。なお、外国人労働者は、必ずしも日本語が堪能であるとは限らないことから、採用にあたっては現地国語による雇用契約書を作成したり、就業規則を現地国語に翻訳して渡すなどの配慮が必要です。

② 最低賃金

最低賃金法に基づく地域別最低賃金（特定最低賃金が適用される事業所は特定最低賃金と比較して高い方の賃金）以上の賃金を支払う必要があります。

③ 労災保険・雇用保険

労働保険（労災保険・雇用保険）は、農林水産の事業の一部を除き、労働者（外国人も含みます）を一人でも雇っていれば適用されます。ただし、留学生については、学業が本分であることから、日本人学生と同様に原則として雇用保険の被保険者にはなりません。

④ 健康保険、国民健康保険

適用事業所で常時使用される外国人には厚生年金保険が適用されます。健康保険の適用事業所でない事業所で使用される外国人は、国民健康保険に加入することになります。

⑤ 厚生年金保険、国民年金

適用事業所で常時使用される外国人には厚生年金保険が適用されます。厚生年金の適用事業所でない事業所で使用される外国人は、国民年金の被保険者となります。

なお、外国人本人が国民年金、又は厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、帰国した場合、日本に住所を有しなくなった日から２年以内であれば脱退一時金を請求することができます。

⑥ 介護保険

40歳から64歳までの健康保険、国民健康保険の加入者は、日本に在住する以上相互扶助の観点から外国人労働者であっても日本人同様に介護保険の被保険者になります。

（３）その他、外国人労働者を雇用する場合の留意点

① 外国人労働者の雇用状況の届出（雇用対策法）

外国人労働者を雇用した際、離職した際には、所定の事項をハローワークに届出が必要です。

② 外国人労働者雇用労務責任者の選任（外国人労働者の雇用指針）

外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、選任する必要があります。

③ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

外国人技能実習生の受け入れ機関（監理団体や実習実施者）の規制などを定めた法律です。技能実習計画の認定、実習実施者の届出、監理団体の許可、技能実習生の保護に関する禁止行為などが定められています。

④ 不法就労の禁止（出入国管理及び難民認定法）

不法就労は法律で禁止されており、不法就労させた事業主も処罰の対象になります。外国人を雇用する際には本人が所持する在留カードで在留資格、就労制限の有無、在留期間を確認し、外国人が不法就労しないよう十分注意してください。

（お問い合わせ） 外国人在留総合インフォメーションセンター ☎0570-013904

⑥相談窓口一覧

(外国人技能実習について)

外国人技能実習機構（OTIT）広島事務所

外国人の技能、技術又は知識の修得、習熟又は熟達に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的として設置され、技能実習生に対する相談・援助を行います。

〒730-0051 広島県広島市中区大手町 3-1-9 広島共立ビル 3 階
TEL : 082-207-3123 FAX : 082-207-3125 HP : <http://www.otit.go.jp/>

(公財)国際研修協力機構（JITCO）

外国人技能実習制度の総合支援機関として、セミナー・講習会の開催、個別のご相談、教材等の開発・提供などを通じて、監理団体、実習実施者、送出機関等の制度関係者をサポートします。

〒108-0023 東京都港区芝浦 2-11-5 五十嵐ビルディング 11 階
TEL : 03-4306-1100 HP : <https://www.jitco.or.jp/>

島根県職業能力開発協会

外国人技能実習生を対象とした技能検定（随時試験）を実施しています。

〒690-0048 島根県松江市西嫁島 1 丁目 4 番地 5 号 SP ビル 2 階
TEL : 0852-23-1755 FAX : 0852-22-3404 HP : <http://www.noukai-shimane.or.jp/>

(入国管理について)

広島入国管理局 松江出張所

入国手続や在留手続等に関する各種のお問い合わせを受け付けています。

〒690-0841 島根県松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎内 4 階
TEL : 0852-21-3834 FAX : 0852-27-5864 HP : <http://www.immi-moj.go.jp/>

(外国人労働者の雇用管理について)

島根労働局（外国人雇用管理アドバイザー）

外国人労働者の雇用管理に関する事業主のみなさまからの相談に関し、その事業所の雇用管理の実態及び問題点を把握・分析し、的確で効果的な改善案を提示することにより、雇用管理改善のお手伝いをします。

お近くのハローワークへ

(外国人労働者相談について)

厚生労働省（外国人労働者向け相談ダイヤル）

外国人労働者の方からの相談に 6 言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語）で対応しています。労働条件に関する問題について、法令の説明や各関係機関の紹介を行います。

言語	開設曜日	開設時間※1	電話番号※2
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く)	0570-001701
中国語			0570-001702
ポルトガル語			0570-001703
スペイン語	火、木、金		0570-001704
タガログ語	火、水		0570-001705
ベトナム語	水、金		0570-001706

※1 祝日、12月29日～1月3日は除きます。

※2 通話料は、発信者負担となります。

(日常生活について)

(公財)しまね国際センター

外国人住民が安心して過ごせるよう、生活情報を含めた幅広い情報の提供や各種相談を受け付けています。

〒690-0011 島根県松江市東津田町 369 番地 1
TEL : 0852-31-5056 FAX : 0852-31-5055 Mail : admin@sic-info.org HP : <https://www.sic-info.org/>